

特定施設入居者生活介護

重要事項説明書

株式会社スーパー・コート

介護付有料老人ホーム
スーパー・コート川西加茂

最終ページにご署名・ご捺印をお願いします

株式会社スーパー・コート

創業の精神

1. 相互信頼のチャレンジ精神

お客様や地域の人たち、取引先、社員から信頼される、挑戦し続けるエクセレント経営の会社を創りたい。

2. 先見性と独創の精神

時代の流れを先取りした「未来が明るい介護サービス」を創り、地域に拡げたい。

3. こだわりの精神

安全・清潔・イキイキとした「ご入居者の生きがいにこだわった」介護施設を創りたい。

4. おもてなしの精神

日常の感動を感じる、本物のサービスを提供したい。

5. 人間尊重と家族愛の精神

人間力と感性をベースに自律型感動人間を育てて、社員とその家族を幸せにしたい。

スーパー・コートの使命

地域の方に「スーパー・コートがあるから老後が安心」だとおもっていただくこと。

経営理念

●私たちは、常に安全・清潔・イキイキした生活を提供すると共にご家族の気持ちで親身になってお世話を致します。

●現地現場主義に徹して、お客様に満足していただく為、私たちはひたすらお客様の要求に合わせて自分を変えています。

独自性があり質の高いサービスをグループをあげて構築しながら時代を先取りする創造的な企業を目指します。

自律型感動人間

私達はフェイスを深く理解し、日々実践すると共に、お客様と働く仲間に感謝と感動の気持ちを持って接します。自らの可能性を信じ、自責で考えることによって、人間的成長を求め続けます。

基本方針

私たちはスーパー・コートのスタッフとしての誇りを持ち、また尊い命をお預かりしているという危機感・責任感を持って行動します。

1. お客様中心の方針

お客様中心主義は、私たちの変わらぬ基本方針です。

すべての場面でお客様の立場に立ち、お客様の要望に応えていきます。

お客様に満足していただすこと、そこにこそ私たちの輝かしい未来があります。

2. 安全に関する方針

お客様の生命を守ることは、私たちの基本任務です。

私たちは、お客様の身体状況や行動習慣による注意点を把握して、本人の行動に気を配り、事故を起こさないよう予防に細心の注意を払います。

3. 清潔に関する方針

お客様の生活空間を清潔かつ快適に保つことが私たちの基本業務です。

清潔にすることが、お客様や私たちスタッフの健康や心の清潔に繋がります。

快適な施設を目指し、施設内外、周辺の5S活動を実践し徹底します。

また、お客様の身体の清潔を維持していきます。

※5Sとは整理・整頓・清掃・清潔・しつけのことをいい、清潔とは、整理・整頓・清掃を維持することです

4. イキイキに関する方針

スーパー・コートならではの「ホスピタリティ」で、お客様に気持ちの良い生活を送っていただきます。

その中で特に、ご入居者に「夢」を持っていただくことが大切です。

その夢を実現する為にADLの向上やイキイキとした生活を送っていただけるようお手伝いいたします。

重 要 事 項 説 明 書

記入者名	南部 祐志	記入年月日	2022年10月1日
所属・職名	スーパー・コート川西加茂 管理者		

1. 事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業主体の名称	法人の種類	株式会社
名称	(ふりがな) かぶしきかいしやすーぱー・こーと 株式会社スーパー・コート	
事業主体の主たる事務所の所在地	〒550-0005	大阪府大阪市西区西本町1丁目7番7号
事業主体の連絡先	電話番号 F A X番号 ホームページ アドレス	06-6543-2291 06-6541-9004 なし あり : http://www.supercourt.jp
事業主体の代表者の職名及び氏名	職名	代表取締役社長
	氏名	山本 晃嘉
事業主体の設立年月日	1995年5月19日	

事業の目的

株式会社スーパー・コートが設置するスーパー・コートにおいて実施する「特定施設入居者生活介護」の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の管理者・生活相談員・看護職員・介護職員・機能訓練指導員・計画作成担当者・その他従業者が、要介護状態のご入居者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

事業主体が実施する他の介護サービス

介護サービスの種類	事業所の名称	所在地	
<居宅サービス>			
訪問介護 介護予防訪問介護	あり	スーパー・コート 東住吉訪問介護事業所 スーパー・コート 箕面小野原訪問介護事業所 スーパー・コート 茨木さくら通り訪問介護事業所 スーパー・コート 茨木彩都訪問介護事業所 スーパー・コート 吹田訪問介護事業所 スーパー・コート 門真訪問介護事業所 スーパー・コート 東大阪みと訪問介護事業所 スーパー・コート 松原訪問介護事業所 スーパー・コート 八尾訪問介護事業所 スーパー・コート 堺白鷺訪問介護事業所 スーパー・コート 高石訪問介護事業所 スーパー・コート 川西加茂訪問介護事業所 スーパー・コート 武庫之荘訪問介護事業所 スーパー・コート 猪名寺訪問介護事業所 スーパー・コート 京・四条大宮訪問介護事業所 スーパー・コート 京・桂訪問介護事業所 スーパー・コート 京・藤森訪問介護事業所 スーパー・コート 宇治大久保訪問介護事業所 スーパー・コート JR奈良駅前訪問介護事業所 スーパー・コート あやめ池訪問介護事業所	大阪府大阪市東住吉区西今川 4丁目30-21 101号室 大阪府箕面市小野原東 5丁目8-44 102号室 大阪府茨木市沢良宜浜 2丁目7-17 1B 大阪府茨木市彩都やまとぎ 3丁目1-12 105号室 大阪府吹田市春日 1丁目1-1 702号室 大阪府門真市末広町 34-29 206号室 大阪府東大阪市友井 2丁目15-34 C101号室 大阪府松原市松ヶ丘 1丁目1-1 2FC 大阪府八尾市龜井町 4丁目2-6 大阪府堺市中区新家町 690番10 大阪府高石市高師浜 4丁目1-22 兵庫県川西市加茂 2丁目5-18 兵庫県尼崎市南武庫之荘 1丁目5-15 202号室 兵庫県尼崎市猪名寺 1丁目21-43 202号室 京都府京都市中京区壬生坊城町 25番地 311号室 京都府京都市西京区桂朝日町 148番 101号室 京都府京都市伏見区深草池ノ内町 3番地3 104号室 京都府宇治市大久保町北ノ山 104-18 103号室 奈良県奈良市大宮町 1丁目3-32 奈良市あやめ池南 2丁目1-41 2-4号室
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	スーパー・コート三国 大阪府大阪市淀川区新高 4丁目4-7 スーパー・コート東淀川 大阪府大阪市東淀川区大道南 1丁目6-28

特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	スーパー・コート 大阪城公園	大阪府大阪市城東区鴫野西 2丁目19-28
			スーパー・コート今里	大阪府大阪市東成区今里西 2丁目8-22
			スーパー・コート平野	大阪府大阪市平野区長吉長原 4丁目15-24
			スーパー・コート高槻	大阪府高槻市南庄所町 14-4
			スーパー・コート 高槻城内	大阪府高槻市城内町1-24
			スーパー・コート大東	大阪府大東市扇町 13-1
			スーパー・コート堺	大阪府堺市北区百舌鳥赤畠町 4丁341-1
			スーパー・コート 堀神石	大阪府堺市堺区神石市之町 7-28
			スーパー・コート 堀神石2号館	大阪府堺市堺区神石市之町 19-27
			スーパー・コート 川西	兵庫県川西市東久代 2丁目16-14
			スーパー・コート 川西加茂	兵庫県川西市加茂 2丁目6番23号
			スーパー・コート 京・六地蔵	京都府伏見区桃山町大島 97-2
			スーパー・コート 郡山筒井	奈良県大和郡山市筒井町 856-2
			スーパー・コート 神戸北	兵庫県神戸市北区谷上南町 15-10
訪問入浴介護・通所介護・短期入所生活介護	あり	なし		
福祉用具貸与 特定福祉用具販売	あり	なし	スーパー・コート 福祉用具事業所	大阪府大阪市西区西本町 1丁目7-7
居宅介護支援	あり	なし	スーパー・コート ケアプランセンター	大阪府大阪市西区西本町 1丁目7-7
			スーパー・コート川西 ケアプランセンター	兵庫県川西市東久代 2丁目16-15
			スーパー・コート京・西条大宮 ケアプランセンター	京都府京都市中京区壬生坊城町 25番地 311号室
			スーパー・コート宇治大久保 ケアプランセンター	京都府宇治市大久保町北ノ山 77-5
			スーパー・コートJR奈良駅前 ケアプランセンター	奈良県奈良市大宮町 1丁目5-36 101号室
<居宅介護予防サービス>				
介護予防訪問入浴介護、リハビリ	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護、通所リハビリ	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		

介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	スーパー・コート 福祉用具事業所	大阪府大阪市西区西本町 1丁目7-7
介護予防支援	<input type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし		

2. 施設概要

施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

施設の名称	(ふりがな) すーぱー・こーとかわにしかも スーパー・コート川西加茂			
施設の所在地	〒666-0025	兵庫県川西市加茂2丁目6-23		
施設の連絡先	電話番号	072-740-4850		
	FAX番号	072-740-4851		
	ホームページ	なし		
	アドレス	<input checked="" type="checkbox"/> あり : http://www.supercourt.jp		
施設の開設年月日	2012年5月1日			
施設の管理者の職名及び氏名	職名	施設長		
	氏名	南部 祐志		

施設までの主な利用交通手段

JR福知山線「川西池田」駅徒歩13分	
施設の類型及び表示事項	介護付有料老人ホーム
介護保険事業所番号	2873101980
特定施設入居者生活介護の事業の開始年月日又は開始予定年月日及び指定又は許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合には、その年月日）	
事業の開始（予定）年月日	平成25年3月1日
指定の年月日	
指定の更新年月日	平成31年4月1日

3. 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態

有料老人ホームの人数及びその勤務形態

実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人 数
	専従	非専従	専従	非専従		
施設長	1				1	1.0
生活相談員	1				1	1.0
看護職員	2		2		4	3.4
介護職員	12		11		23	19.8
機能訓練指導員	1				1	1.0
計画作成担当者	1				1	1.0
栄養士				外部委託		
調理員				外部委託		
事務員	1				1	1.0
その他従業者						
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数	40 時間					

※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

従業者である介護職員が有している資格

延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
社会福祉士				
介護福祉士	7		3	
実務者研修	1		1	
介護職員初任者研修	4		1	
介護支援専門員				

従業者である機能訓練指導員が有している資格

延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
理学療法士				
作業療法士				
言語聴覚士				
看護師及び准看護師				
柔道整復士	1			
あん摩マッサージ指圧師				

夜勤を行う看護職員及び介護職員の人数	最少時の人数（宿直の従事者を除いた人数）	1
	平均時の人数	3

特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者の人数及びその勤務形態

実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数
	専従	非専従	専従	非専従		
生活相談員	1				1	1.0
看護職員	2		2		4	3.4
介護職員	12		11		23	19.8
機能訓練指導員	1				1	1.0
計画作成担当者	1				1	1.0
その他従業者						
1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数	40 時間					

※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

従業者である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤		専従	非専従
	専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士						
介護福祉士	7		3			
実務者研修	1		1			
介護職員初任者研修	4		1			
介護支援専門員						
従業者である機能訓練指導員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤		専従	非専従
	専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士						
作業療法士						
言語聴覚士						
看護師及び准看護師						
柔道整復士	1					
あん摩マッサージ指圧師						
管理者の他の職務との兼務の有無				あり	なし	
管理者が有している当該業務に係る資格等	なし	あり	資格等の名称 社会福祉士			
特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護職員及び介護職員の常勤換算方法による人数の割合	3 : 1 以上					

- ・管理者は、施設の業務全般を統括する。
- ・生活相談員は、ご入居者の心身の状況や環境等の的確な把握に努め、社会生活に必要な支援を行う。
- ・看護職員は、ご入居者の健康管理、診療の補助及び投薬、看護、介護を行う。
- ・介護職員は、ご入居者の人格を十分に配慮し、充実した日常生活を営むことができる様、適切な技術をもって介護サービスの提供を行う。
- ・機能訓練指導員は、ご入居者の心身の状況を踏まえ、必要に応じ生活機能の改善または維持のための機能訓練を行う。
- ・計画作成担当者は、ご入居者の心身状況の的確な把握に努め、ご入居者の個性に応じた計画作成を行う。
- ・事務員は、庶務、経理事務、入退去手続き等の事務を行う。

従業者の当該介護サービスに係る業務に従事した経験年数等

	看護職員		介護職員		生活相談員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	1	1	8		1	
前年度1年間の退職者数		1		4		
業務に従事した経験年数						
1年未満の者的人数		1	6	4	1	
1年以上3年未満の者的人数	1		3	2		
3年以上5年未満の者的人数		1	3	1		
5年以上10年未満の者的人数	1		4			
10年以上の者的人数						
	機能訓練指導員		計画作成担当者			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数						
前年度1年間の退職者数						
業務に従事した経験年数						
1年未満の者的人数						
1年以上3年未満の者的人数				1		
3年以上5年未満の者的人数	1					
5年以上10年未満の者的人数						
10年以上の者的人数						
従業者の健康診断の実施状況				なし		あり

4. サービスの内容

施設の運営に関する方針

私たちは、常に安全で清潔、イキイキした生活を提供すると共にご家族の気持ちで親身になってお世話をします。
現地現場主義に徹して、お客様に満足していただくため、私たちはひたすらお客様の要求に合わせて自分を変えていきます。独自性があり質の高いサービスをグループをあげて構築しながら時代を先取りする創造的な企業を目指します。

介護サービスの内容、利用定員等

個別機能訓練の実施（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
夜間看護体制加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
医療機関連携加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
看取り介護加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
サービス提供体制強化加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
認知症専門ケア加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
退院・退所時連携加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
生活機能向上連携加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
若年性認知症入居者受入加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
口腔衛生管理体制加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
栄養スクリーニング加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	なし	あり
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	なし	あり
介護職員等ベースアップ加算	なし	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	なし	あり
ADL維持等加算（Ⅰ）	なし	あり
ADL維持等加算（Ⅱ）	なし	あり
科学的介護推進体制加算	なし	あり
個別機能訓練加算（Ⅱ）	なし	あり
利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況	別紙	

協力医療機関の名称	医療法人協和会	協立病院
	医療法人晋真会	ベリタス病院
	医療法人光輪会	
	医療法人嘉健会	思温病院

（協力の内容）

- ① 急患発生時・緊急時を含む医療の受入れ
- ② 他の医療機関に入院・転院等の紹介
- ③ その他

協力歯科医療機関	なし	あり	その名称 医療法人魁会 小坂歯科
----------	----	----	---------------------

（協力の内容）

- ① 歯の治療等に関すること
- ② 口腔ケア、その他

要介護時における居室の住替えに関する事項

要介護時に介護を行う場所

専用居室

共用施設

入居者の身体状況・精神状況を勘案し、入居フロアを決定

入居後に居室を住み替える場合		
一時介護室へ移る場合		
判断基準・手続について		
(その内容) なし		
追加的費用の有無	なし	あり
居室利用権の取扱い		
(その内容) なし		
入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
従前居室との仕様の変更		
便所の変更の有無	なし	あり
浴室の変更の有無	なし	あり
洗面所の変更の有無	なし	あり
台所の変更の有無	なし	あり
その他の変更の有無	なし	あり
(その内容) なし		
介護居室へ移る場合		
判断基準・手続について		
(その内容) なし		
追加的費用の有無	なし	あり
居室利用権の取扱い		
(その内容) なし		
入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
従前居室との仕様の変更		
便所の変更の有無	なし	あり
浴室の変更の有無	なし	あり
洗面所の変更の有無	なし	あり
台所の変更の有無	なし	あり
その他の変更の有無	なし	あり
(その内容) なし		

	その他	なし	あり
判断基準・手続について			
(その内容) なし			
追加的費用の有無		なし	あり
居室利用権の取扱い			
(その内容) 利用権方式			
入居一時金償却の調整の有無		なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無		なし	あり
従前居室との仕様の変更			
便所の変更の有無		なし	あり
浴室の変更の有無		なし	あり
洗面所の変更の有無		なし	あり
台所の変更の有無		なし	あり
その他の変更の有無		なし	あり
(その内容) なし			
施設の入居に関する要件			
自立している者を対象		なし	あり
要支援の者を対象		なし	あり
要介護の者を対象		なし	あり
留意事項 概ね 65 歳以上の方 日常生活で介護を必要とされる方（要支援 1、2 ・ 要介護 1～5 の方） 利用料のお支払いが可能な方 公的な介護保険、医療保険に加入されている方 円滑に共同生活を営んでいただけないと事業主体が判断できる方 下記項目に該当しない方 <ul style="list-style-type: none">・ 暴言、暴力行為のある方・ 繙続した入院加療、医療行為の必要な方・ 暴力団関係者の方（イレズミのある方）・ 刺青のある方			
契約の解除の内容		<ul style="list-style-type: none">① ご入居者が死亡した時（即時）② 入居申込関係書類に虚偽の事項を記載する等不正手段により入居した時③ 管理費その他の費用の支払いを 1 ヶ月以上遅滞する時④ 建物、付属設備又は敷地を故意又は重大な過失により汚損、破損又は滅失した時⑤ 言動が他のご入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす時、又は重大な影響を及ぼすと事業主体が判断する時⑥ ご入居者が契約を解除しようとする時⑦ 事業主体と当施設建物所有者との賃貸借契約が終了した時	
体験入居の内容		1 泊 2 日（3 食付） 4,850 円 最長 1 週間	
入居定員		55 名	
その他		(身元引受兼連帯保証人等の条件、義務等) 身元引受兼連帯保証人を 1 人定めるものとする <ul style="list-style-type: none">・ 利用料の支払い等についてご入居者と連帯して責任を負う・ 入居契約が解除された時にご入居者並びに入居者の所有する物品を引取る	

入居者の状況								
入居者の人数（報告に関する計画の基準日の前月末日）								
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計		
65歳未満								
65歳以上75歳未満		1	1		1	3		
75歳以上85歳未満	8	3		1	1	13		
85歳以上	13	8	3	8	2	35		
	自立	要支援 1	要支援 2	経過的要介護		合計		
65歳未満								
65歳以上75歳未満								
75歳以上85歳未満								
85歳以上			1			1		
入居者の平均年齢	87.4歳							
入居者の男女別人数	男性	14名		女性	37名			
入居率（一時的に不在となっている者を含む）						92.7%		
前年度に退居した者の人数								
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計		
自宅等	1			1		2		
社会福祉施設				2		2		
医療機関	1	1	2	1	1	6		
死亡者	2	1	2	5	1	11		
	自立	要支援 1	要支援 2	経過的要介護		合計		
自宅等								
社会福祉施設								
医療機関		1				1		
死亡者			1			1		
その他								
入居者の入居期間								
入居期間	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上10 年未満	10年以上15 年未満	15年以上		
入居者数	9	5	24	12				

施設、設備等の状況

建物の構造	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物			なし	あり				
	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物			なし	あり				
居室の状況	区分		室数	人数	1の居室の床面積				
	一般居室個室	あり	なし		m ²				
	一般居室相部屋	あり	なし		m ²				
	介護居室個室	あり	なし	5 5	18, 00 m ²				
	介護居室相部屋	あり	なし		m ²				
	一時介護室	あり	なし		m ²				
共用便所の設置数	6	うち男女別の対応が可能な数			0				
		うち車いす等の対応が可能な数			5 (男女共同)				
個室の便所の設置数	5 5	個室における便所の設置割合			5 5 (100%)				
		うち車いす等の対応が可能な数			5 5				
浴室の設備状況	浴室の数	個浴	大浴槽	特殊浴槽	リフト浴				
			1	1					
その他、浴室の設備に関する事項 なし									
食堂の設備状況	1階に設置								
入居者等が調理を行う設備状況		なし		あり					
その他、共用施設の設備状況									
なし	あり	(その内容) エレベーター・EVホール・洗濯室・便所・汚物処理室・浴室・脱衣室・厨房・機能回復訓練室・玄関・ロビー・エントランスホール・食堂・事務室・看護職員室・スタッフルーム・更衣室・健康管理室							
バリアフリーの対応状況									
(その内容) 全居室バリアフリー対応 廊下・共同トイレ・浴室・脱衣室において適切な手摺を設け、段差を無くし車イス・歩行器等で円滑に移動できる幅を確保 全居室・共同トイレ・浴室・脱衣室・食堂には緊急呼び出しボタンを設置									
緊急通報装置の設置状況		なし	一部あり	全居室にあり					
外線電話回線の設置状況		なし	一部あり	全居室にあり					
テレビ回線の設置状況		なし	一部あり	全居室にあり					
施設の敷地に関する事項									
敷地の面積	895. 27 m ²								
事業所を運営する法人が所有		なし	一部あり	あり					
抵当権の設定			なし	あり					
貸借(借地)									
なし	あり	契約期間 契約の自動更新	始 2012年5月1日 終 2042年4月30日	なし	あり				
施設の建物に関する事項									
建物の延床面積	1789. 10 m ²								
事業所を運営する法人が所有		なし	一部あり	あり					
抵当権の設定			なし	あり					
貸借(借家)									
なし	あり	契約期間 契約の自動更新	始 2012年5月1日 終 2042年4月30日	なし	あり				

ご入居者からの苦情に対応する窓口等の状況														
事業主体や施設に設置している利用者からの苦情に対応する窓口														
窓口の名称	(①施設1階 事務室 ②株式会社スーパー・コート ③総合相談窓口													
電話番号	(①072-740-4850 ②06-6543-2291 ③0120-78-4850													
対応している時間	平日	9:00~18:00												
	土曜	9:00~18:00												
	日曜・祝日	9:00~18:00												
定休日等														
上記以外の利用者からの苦情に対応する主な窓口等														
窓口の名称	(① 川西市役所 介護保険課 ② 兵庫県国民健康保険団体連合会													
電話番号	(① 072-740-1174 ② 078-332-5617													
対応している時間	平日	9:00~17:00												
	土曜	なし												
	日曜・祝日	なし												
定休日等	土曜、日曜、祝日、年末年始													
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応														
損害賠償責任保険の加入状況														
なし	あり	(その内容) 施設内で発生した事故に対しての補償 施設内の設備不良による事故、来館されたお客様等による事故も含み補償 天災、事変その他の不可抗力による損害については賠償責任を負わない												
その他、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関するこ														
なし	あり	(その内容) 施設内で発生した事故に対しての補償 介護中に発生した事故、食中毒等も補償												
サービスの提供内容に関する特色等														
(その内容) 安全で清潔、いきいきとした生活を提供するとともに、スタッフ一同、心を込めてご家族の気持ちで介護させていただきます 別紙による(介護サービス等の一覧表、及び提供するサービスの内容より)														
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等														
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況														
なし	あり	実施した年月日	・2021年3月(運営懇談会アンケート) ・「スーパー・コートへの声」で隨時											
		当該結果の開示状況	なし		あり									
第三者による評価の実施状況														
なし	あり	実施した年月日												
		実施した評価機関の名称												
		当該結果の開示状況	なし		あり									

5. 利用料金

利用料の支払い方法	一時金方式	月払い方式	選択方式	
敷金	円 (家賃の ケ月分)			
一時金方式				
一時金及び月単位で支払う利用料				
年齢に応じた金額設定	なし	あり		
要介護状態に応じた金額設定	なし	あり		
料金プラン				
プラン名称	一時金	月額	(内訳)	
	入居金	計	家賃相当額 介護費用 食費 光熱水費 管理費	
※介護保険サービスの自己負担額は含まない。				
算定根拠	家賃相当額			
	介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない		
	食費			
	光熱水費			
	管理費			
	一時金			
一時金の償却に関する事項				
償却開始日の設定				
初期償却率 (%)				
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額				
権利金等（※）の額				
(※) 平成 24 年 3 月 31 日までに老人福祉法第 29 条第 1 項の規定により届出がされた施設に限る。				
償却年月数 (想定居住期間)				
契約終了時返還金の算定方法及び返還金の例				
契約終了時の返還金はなし				
保全措置の実施状況	なし	あり	(保全先)	
三月以内の契約終了による返還金について				
三月の起算日				
契約終了日までの利用期間に係る利用料及び現状回復のための費用の算定方法				
一時金の支払方法				

月払い方式												
月単位で支払う利用料												
年齢に応じた金額設定		なし		あり								
要介護状態に応じた金額設定		なし		あり								
料金プラン												
プラン名称	月額	(内訳)										
	計	家賃相当額	介護費用	食費	高熱水費	管理費						
	193,023 円	86,000 円		41,823 円		65,200 円						
難病(別表 7)の方	163,023 円	56,000 円		41,823 円		65,200 円						
※介護保険サービスの自己負担額は含まない。												
算定根拠	家賃相当額	近隣相場による										
	介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。 介護サービス等の一覧表、及び実費負担区分表による										
	食費	1日3食(定食方式)										
	光熱水費	専用居室内の電気・電話代は別途実費負担										
	管理費	共用施設等の維持管理費										
一時金方式・月払い方式共通												
介護保険サービスの自己負担額												
内容	※要介護度に応じて介護費用の1割を徴収する。											
人員配置が手厚い場合の介護サービス(再掲)		なし		あり								
内容												
利用料	円(月額・日額)											
算定根拠												
支払い方法	月単位(日割り計算の有無あり・なし)											
利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料												
個別的な選択による生活支援サービス		なし		あり								
算定根拠	介護サービス等の一覧表、及び実費負担区分表による											
料金改定の手続												
<ul style="list-style-type: none"> 事業主体は、施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いて管理費・食費・家賃相当額及び個人的サービス等の費用の額を改訂することができる。 管理費・食費・家賃相当額について、ご入居者は翌月分を前月28日までに支払うものとする。支払方法は、ご入居者の金融機関口座より自動引落しとする。長期不在の場合、及び利用契約締結後直ちに利用しない場合も、管理費・家賃相当額を支払うものとする。 												

6. その他

有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	あり	なし
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項		
なし		
あり	(その内容)	

別添

介護サービス等の一覧表

介護を行う場所	(自立)		(要支援1~2、要介護1)		(要介護2~5)	
			居室		居室	
			介護保険給付、一時金及び月額利用料に含むサービス	別途利用料金を徴収した上で実施するサービス	介護保険給付、一時金及び月額利用料に含むサービス	別途利用料金を徴収した上で実施するサービス
介護サービス						
○巡回			24時間対応	—	24時間対応	—
・昼間9:00~18:00	—	—	状態に応じて	—	状態に応じて	—
・夜間18:00~9:00	—	—	状態に応じて	—	状態に応じて	—
○食事介助	—	—	必要時	—	必要時	—
○排泄						
・排泄介助	—	—	必要時	—	必要時	—
・おむつ交換	—	—	必要時	—	必要時	—
・おむつ代	—	—	必要時	実費	必要時	実費
○入浴等						
・清拭	—	—	必要時	—	必要時	—
・一般浴介助	—	—	週3回	—	週3回	—
・特浴介助	—	—	入浴できない場合	—	入浴できない場合	—
○身辺介助						
・体位変換	—	—	—	—	2時間毎、随時	—
・居室からの移動	—	—	必要時	—	随時	—
・衣類の着脱	—	—	必要時	—	必要時、入浴時	—
・身だしなみ介助	—	—	必要時	—	必要時、入浴時	—
○機能訓練	—	—	週1回状態に応じて	—	週1回状態に応じて	—
○通院の介助						
・協力医療機関への通院介助	—	—	必要時		必要時	—
・協力医療機関以外への通院介助	—	—	必要時	4,400円/時間	必要時	4,400円/時間
○緊急時対応						
・ナースコール	—	—	24時間対応	—	24時間対応	—

	(自立)		(要支援1~2、要介護1)		(要介護2~5)	
介護を行う場所	—		居室		居室	
			介護保険給付、一時金及び月額利用料に含むサービス	別途利用料金を徴収した上で実施するサービス	介護保険給付、一時金及び月額利用料に含むサービス	別途利用料金を徴収した上で実施するサービス
生活サービス						
○生活サービス						
・居室清掃	—	—	随时	—	随时	—
・リネン交換	—	—	週1回、随时	—	週1回、随时	—
・日常の洗濯	—	—	随时	—	随时	—
○食事						
・居室配膳・下膳	—	—	必要時	—	必要時	—
・入居者の嗜好に応じた特別な食事	—	—	朝食選択	—	朝食選択	—
・おやつ	—	—	1回／日	—	1回／日	—
○理美容サービス	—	—	1回／月	実費	1回／月	実費
○代行						
・買物（通常の利用）	—	—	1回／週	実費	1回／週	実費
・通常利用以外の買物	—	—	必要時	実費+200円/回	必要時	実費+200円/回
・介護保険関連の役所手続	—	—	必要時	—	必要時	—
・介護保険以外の役所手続	—	—	必要時	4,400円/時間	必要時	4,400円/時間
・金銭・貯金管理	—	—	—	—	—	—
健康管理サービス						
・定期健康診断	—	—	年2回の 機会提供	—	年2回の 機会提供	—
・健康相談	—	—	随时	—	随时	—
・生活指導・栄養指導	—	—	必要時	—	必要時	—
・服薬支援	—	—	必要時	—	必要時	—
・生活リズムの記録 (排便、睡眠等)	—	—	随时	—	随时	—
入退院時及び入院中のサービス						
・医療費	—	—	必要時	実費	必要時	実費
・協力医療機関への移送 及び入退院時同行	—	—	必要時	—	必要時	—
・協力医療機関以外への 移送及び入退院時同行	—	—	必要時	4,400円/時間	必要時	4,400円/時間
・入院中の見舞い訪問	—	—	週1回～毎日	—	週1回～毎日	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	—

別表(1)

【食事サービス】

項目	内容	料金
食事時間	朝食 8:00	月額利用料金に含む
	昼食 12:00	
	夕食 18:00	
治療費	慢性病のためには一時的に治療食の必要な方には医師の指示を受けて治療食を提供します。	実費
居室での食事	病気等の理由で食堂で食事ができない場合は、食事を居室までお届けします。下膳サービスもいたします。	無料

【生活相談・助言サービス】

項目	内容	料金
生活相談・助言	日常生活におけるご入居者の心配事や悩みなどについては、職員の生活相談員がいつでも相談に応じます。たとえば食事、健康面、趣味、人間関係等	無料

【機能訓練サービス】

項目	内容	料金
機能回復訓練	ご入居者の方に、機能回復訓練サービスを行います。	個別機能訓練加算

【介護サービス】

介護サービス等の一覧表を参照して下さい。

要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5
のそれぞれの段階で必要な介護予防・介護を行います。

【生活サービス】

項目	内容	料金
フロント	来訪者の受付、取次ぎ、不在時の伝言郵便物・新聞その他の配達物の受付・保管、タクシー・ハイヤー等の配車依頼、その他	無料
外部業者の取り扱い	ご入居者の日常生活に必要な業者(クリーニング店、食料品店、生花店等)の紹介斡旋	無料
代行	・買物(近くの店での生活用品の購入) ・役所手続き ・病院投薬受け取り	有料
ゴミ収集	ゴミは分別して屋外のゴミ集積場にだします	無料

ご入居までのプロセス

(1)お問い合わせ／施設見学

- ◆本施設に関心がある方へは、お問い合わせいただくことにより、本施設よりパンフレット、料金表、その他の参考資料をお届けします。
事前にご予約いただくことにより、見学も随時受け付けます。

(2)施設利用申込み書類のお渡し

- ◆本施設のご利用を希望される方には、「スーパー・コート」より以下の利用申込み関係書類をお渡しし、作成をご依頼します。

- 1) 「スーパー・コート」ご入居者アンケート兼連絡先一覧表
(心身の状況の調査項目を含みます)
- 2) 健康診断書（スーパー・コートの所定様式）
- 3) 「スーパー・コート」重要事項説明書

※3) については「スーパー・コート」より直接ご説明させていただきます

(3)施設利用申込み／利用相談

- ◆ご入居者には、以下の利用申込み関係書類のご提出をお願いいたします。

- ①「スーパー・コート」ご入居者アンケート兼連絡先一覧表
- ②健康診断書（スーパー・コート所定様式で1ヶ月以内のもの）
- ③公的介護保険アセスメント閲覧同意書（介護認定審査の際に受けたアセスメント結果を本施設での介護の参考にさせていただきます）
- ④診療情報提供書、看護サマリー（必要な方のみ）

- ⑤住民票（ご入居者・身元引受兼連帯保証人・各一通3ヶ月以内のもの）
- ⑥ご入居者の年金の振込みのお知らせ（公的年金受給額証明）、
または収入証明（身元引受兼連帯保証人）

- ⑦ご入居者の公的医療保険被保険者証（健康保険証）、
⑧ご入居者の老人保健医療受給者証（老人保険証）
⑨ご入居者の介護保険被保険者証（介護保険証）
⑩ご入居者の介護保険負担割合証
⑪その他、保険証・証明書・手帳等

※要介護認定の判定結果が表示されているもの

※⑤～⑪のご提出は、ご入居日決定後で結構です。

☆健康診断について

- ◆本施設の協力医療機関またはご入居者の主治医にて健康診断を受診いただき、所定の健康診断書を作成していただきます。

- ◆健康診断書作成に関する費用は、ご入居者にてご負担いただきます。

(4)ヒアリング調査（ご要望事項の確認）

- ◆本施設としてご入居者に対しどのような介護をしていくのか、また必要な環境整備等について、ご提出いただいた書類をもとに、確認とご相談のため、お電話または直接にご訪問させていただきます。

- ◆ご訪問させていただく際には、日時、場所等を予めご相談させていただきます。

(5) ご入居の決定

◆施設利用申込みがなされた場合でも、ご入居をお断りする場合があります。

(6) ご入居のお部屋、改装等の決定

◆「㈱スーパー・コート」の担当者が、お部屋を決定し、必要であれば改装の手配をいたします。但し、バリアフリー、手すり等、介護に必要な改装に限ります。

◆改装の費用はご入居者の負担となります。

◆改装の開始は利用契約書を取り交わした後になります。

(7) ヒアリング調査（ご要望事項の確認）に基づく見積書の作成

◆ヒアリング調査、ご入居者・身元引受兼連帯保証人のご希望をもとに、ご入居者のご入居準備をいたします。

(8) 利用契約書の正式締結

◆施設利用契約手続きを行うことになります。

◆正式な利用契約は、契約当事者が「㈱スーパー・コート」と介護付有料老人ホームスーパー・コート利用契約書を取り交わすことによって成立します。また、「㈱スーパー・コート」は利用契約書に付随するものとして、この重要事項説明書も提示し、詳細を説明します。

◆ご入居を希望されるご本人及び身元引受兼連帯保証人の方から利用契約書への署名・押印をいただきます。尚、ご入居者ご本人が身体的事由等により署名押印できない場合は、身元引受兼連帯保証人が代筆、代印できるものとします。

◆実際に利用を開始する日を決定していただきます。契約開始日は入居日となります。

◆「㈱スーパー・コート」とご入居者及び身元引受兼連帯保証人との話し合いで入居日を決定します。

◆契約開始日までに、利用初月の共通費用を、お振込みいただきます。

◆利用契約書の正式締結がなされた場合でも、施設の入居に関する要件に基づきご入居をお断りする場合があります。

【 利 用 契 約 締 結 に 必 要 な も の 】

【「㈱スーパー・コート」が用意する書類】

- ① 「介護付有料老人ホーム スーパー・コート」利用契約書
- ② 「介護付有料老人ホーム スーパー・コート」
特定施設入居者生活介護 重要事項説明書
- ③ 「介護付有料老人ホーム スーパー・コート」管理規約
- ④ 預金口座振替依頼書（利用料の口座引落とし申請書類）
- ⑤ 確認書類等

【ご入居者にご用意いただくもの】

- ① 印鑑（身元引受兼連帯保証人は実印・印鑑証明書、各一通づつ3ヶ月以内のもの）
- ② 入居金、ご利用初月の共通費用
※契約開始日までに振り込み
- ③ 金融機関の届出印

介護保険

(1) 「要介護認定の更新」と援助

- ◆ 介護保険制度での要介護認定有効期間は、認定を受けた基準日（申請日）から概ね 6ヶ月です。認定更新の手続きをしないと、有効期限が切れ、介護保険を使った介護サービス利用ができなくなります。
- ◆ 要介護認定の更新手続きは、新規申請と同様、基本的にご入居者またはご家族にしていただきますが、ご要望があれば、代行ができる居宅介護支援事業者のご紹介を含め、援助致します。
- ◆ 要介護認定の更新手続きは、有効期間満了日 60日前から可能です。
- ◆ またご入居中に、ご入居者の心身状況が変化した場合、60日以前でも、更新手続き（要介護認定の変更申請）をすることができます。

- ※ 要介護認定の有効期間は必ずしも 6ヶ月とは限りません。心身状況等により異なる場合があります。必ず介護保険被保険者証にて確認をお願いします。
- ※ 要介護認定は自動的に更新されるものではありません。有効期間を確認、早めに更新手続きを取られるよう、お願いします。

(2) 「要介護認定の更新」結果と介護費用

- ◆ 介護費用は要介護認定結果に対応しています。
- ◆ 要介護認定結果が変更された場合、更新基準日（以前の認定有効期間満了日の翌日）より介護費用も対応して変更になります。

(3) 介護保険給付について

① 介護保険の保険給付の仕組み

- 1) 介護保険は介護サービスそのものの「現物給付」の制度です。本施設では「特定施設入居者生活介護」の介護サービスを提供します。
- 2) 介護保険ではサービス提供費用（介護保険給付費）の原則 9割（一定以上の所得がある人は 8割又は 7割）が保険給付されます。
- 3) つまり、サービス提供費用（介護保険給付費）の 1割（一定の所得がある人は 2割又は 3割）はご入居者の自己負担となります。

② その他の留意事項

- 1) 介護保険給付費の利用計算は「日割り」ベース
 - ◆ 介護保険給付費は「日割り」で計算されます。
「株スーパー・コート」はその月に利用された日数の日額積算で介護費用を請求します。「不在期間」は「外出初日とホームに戻った日を除いた実質不在日」を基準に計算します。

Ex 10 / 25 ~ 10 / 30 (5泊6日) の間不在の場合

不在期間（割引算定基準） 4日

上記不在期間については、介護費用の請求はありません。

2) 基本的に他の介護保険サービスは利用できない。

- ◆ 「特定施設入居者生活介護」のサービスを利用すると、他の居宅サービス（ホームヘルプサービスやデイサービスなど）は重複して利用することはできなくなります。
- ◆ 以下のサービスは「区分支給限度額」管理の枠外になりますので、利用することが可能です。

① 居宅療養管理指導

3) 「特定施設入居者生活介護」適用の解除

- ◆ 介護保険で「要介護」の認定を受けられた方でも、ご入居後、身体状態の変化（改善）により、要介護認定更新時に「自立」と判断される場合があります。
- ◆ 本施設では、「要支援」「要介護」の認定を受けられた方がご入居の対象である為、「自立」と判断されると、更新基準日（以前の護認定有効期間満了日の翌日）に遡って 14,300 円（日、税込）の適応とさせていただきます。但し、上記期間に関しては、介護給付費のご負担は発生いたしません。

4) 本施設での介護給付費の扱い

- ① 「特定施設入居者生活介護[介護予防特定施設入居者生活介護]」の介護保険給付
- ◆ 介護保険指定事業者への介護給付費は、各指定業者ごと定められた「介護給付費単位数表」により以下の基準で算定されます。

要介護認定	1 日あたりの介護保険給付単位
要支援 1	1 8 2 単位
要支援 2	3 1 1 単位
要介護 1	5 3 8 単位
要介護 2	6 0 4 単位
要介護 3	6 7 4 単位
要介護 4	7 3 8 単位
要介護 5	8 0 7 単位

【要介護認定結果別／介護給付費の内訳】

要介護認定結果	A 介護給付単位	B 1月の単位	C 介護保険給付費	D 利用者の自己負担額 (Cの10%)
計算基準	1日の単位	1月の単位	$B \times 10.45$	$C \times 0.1$
要支援 1	182単位	5,460単位	57,057円	5,706円
要支援 2	311単位	9,330単位	97,498円	9,750円
要介護 1	538単位	16,140単位	168,663円	16,867円
要介護 2	604単位	18,120単位	189,354円	18,936円
要介護 3	674単位	20,220単位	211,299円	21,130円
要介護 4	738単位	22,140単位	231,363円	23,137円
要介護 5	807単位	24,210単位	252,994円	25,300円

- * 地域区分（5級地）の算定基準（1点=10.45円）に基づきます。
- * 上記は30日基準の金額ですので、月によって変動します。
- * 上記は10%負担の場合の金額になります。実際の自己負担額は介護保険負担割合証に記載されている負担割合により算定されます。
- * 上記自己負担額は1円以下を切り離して示していますので、月額積算では、端数に多少のずれが生ずる場合があります。
- * 「介護職員処遇改善加算Ⅰ（8.2%）」「介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（1.2%）」「介護職員等ベースアップ加算（1.5%）」が加算されます。

【算定用件を満たした加算内容】

加算内容	E 1日の単位	F 1月の単位	G $F \times 10.45$	H $G \times 10\%$
個別機能訓練加算	I、12単位 II、-	I、360単位 II、20単位	3,762円 209円	377円 21円
夜間看護体制加算	10単位	300単位	3,135円	314円
医療機関連携加算	—	80単位	836円	84円
サービス提供体制強化加算	I、22単位 II、18単位 III、6単位	I、660単位 II、540単位 III、180単位	6897円 5643円 1881円	690円 565円 189円
認知症専門ケア加算	I、3単位 II、4単位	90単位 120単位	940円 1254円	95円 126円

看取り介護加算 (I)	72単位	死亡日以前31～45日	11,286円	1,129円
	144単位	死亡日以前4～30日	40,629円	4,063円
	680単位	死亡日前日及び前々日	14,212円	1,422円
	1280単位	死亡日	13,376円	1,338円
看取り介護加算 (II)	572単位	死亡日以前31～45日	89,661円	1,129円
	644単位	死亡日以前4～30日	181,704円	18,171円
	1180単位	死亡日前日及び前々日	24,662円	2,467円
	1780単位	死亡日	18,601円	1,861円
退院・退所時連携加算	30単位	900単位	9,405円	941円
生活機能向上連携加算	—	(I) 100単位	1045円	105円
		3か月に1回算定	2090円	209円
若年性認知症入居者受入加算	120単位	3,600単位	37,620円	3,762円
口腔衛生管理体制加算	—	30単位	313円	32円
栄養スクリーニング加算	—	5単位 6か月に1回算定	52円	6円
ADL維持等加算		(I) 30単位	313円	32円
		(II) 60単位	627円	63円
科学的介護推進体制加算	—	40単位	418円	42円

- * 地域区分（5級地）の算定基準（1点=10.45円）に基づきます。
- * 上記は30日基準の金額ですので、月によって変動します。
- * 上記は10%負担の場合の金額になります。実際の自己負担額は介護保険負担割合証に記載されている負担割合により算定されます。
- * 上記自己負担額は1円以下を切り離して示していますので、月額積算では、端数に多少のずれが生ずる場合があります。
- * 「介護職員処遇改善加算Ⅰ（8.2%）」「介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（1.2%）」「介護職員等ベースアップ加算（1.5%）」が加算されます。

<個別機能訓練加算（I）>

機能訓練専門員（本施設では看護職員が担当しております）・介護職員・その他の職員が、必要なご入居者ごとに目標・実施方法・評価等を含む個別機能訓練計画書（特定施設等サービス計画中にも記載）に基づき、個別機能訓練を行うための管理期間に係る加算。

<個別機能訓練加算（II）>

より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図った場合の加算。

<夜間看護体制加算>

「重度化対応指針」（別紙）を策定した上で看護職員が夜勤を行い、又は自宅でのオンコールの24時間連絡体制をとる等し、夜間の緊急時には医療機関と連携して対応を図るための加算（要介護1～要介護5の方が該当）。

<医療機関連携加算>

看護職員がご入居者の健康の状況を継続的に記録し、主治医等に対して月に1回以上情報提供を行うための加算。

<サービス提供体制強化加算>

重度化した場合でも、引き続きサービスを提供し続けるための手厚い介護体制を確保した場合の加算。

<認知症専門ケア加算>

認知症高齢者の増加に対する評価や、積極的な受入れを促進する観点から、認知症高齢者への対応に係る加算。

<看取り介護加算>

特定施設入居者生活介護での看取りの対応を強化する観点から、看取り介護を行った場合の加算。

<介護職員処遇改善加算（I）>

介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、創設される加算。

<介護職員等特定処遇改善加算（II）>

介護人材確保のための取組みをより一層進め、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるための加算。

<介護職員等ベースアップ加算>

介護職員等の更なる処遇改善を進めるための加算。

<退院・退所時連携加算>

医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れた時に加算。

<生活機能向上連携加算>

外部のリハビリテーション専門職と連携した場合の加算。

<若年性認知症入居者受入加算>

若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供する場合の加算。

<口腔衛生管理体制加算>

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に加算。

<栄養スクリーニング加算>

介護職員で実施可能なスクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に関わる情報を文書で共有した場合の加算。

<ADL維持等加算（I・II）>

自立支援・重度化防止に向けた取り組みを一層推進した場合の加算。

<科学的介護推進体制加算>

科学的介護情報システム「LIFE（ライフ）」を活用し、厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを推進した場合の加算。

重度化した場合における対応および看取りに関する指針

1. 急性期における医師や医療機関との連携体制

(1) スーパー・コートでは夜間 24 時間のオンコール体制をとっています。夜間、次の症状があった場合は担当の看護職員に電話連絡し、指示のもと対応します。また、連絡を受けた看護職員は必要に応じて主治医と連絡を取り、介護職員へ伝達します。

- 38 度以上の発熱がみられる時
- 酸素飽和度(SPO₂)が 90 台以下
- 血圧が平常時よりも変動があった(上が 180 以上もしくは 100 以下)
- 脈拍が速い(頻脈 100 回／分以上)、または遅い(徐脈 40 回／分以下)
- 呼吸困難、呼吸が異常に速い、顔色不良、チアノーゼが出現している
- 意識状態が悪い(ぼんやりして反応が悪い・いつもと様子が違う・目がうつろ)
- 転倒しており、バイタルサインの異常・外傷・疼痛その他症状を伴う場合
- 出血がある(吐血、下血、外傷による多量の出血、長時間止血しない場合)
- 嘔吐がある ・誤飲・異食時 ・主治医・看護職員からの連絡の指示内容に準ずる場合

(2) 次の症状の場合は緊急時として対応し、早急に救急車の要請をします。

- 激しい頭痛・胸痛・腹痛を訴え、脂汗を流し、身をよって苦しんでいる
- 転倒し骨折の疑いがある(痛みの訴えが激しい、動けない)
- 転倒で頭部を強く打った疑いがある
- 転倒後、吐き気、嘔吐があつた
- けいれん、ひきつけ、嘔吐が何度もある
- 出血がひどい
- 呼吸が止まっている、苦しそうにやつと呼吸している
- 脈がふれない
- 意識がない(意識が朦朧として声をかけないと眠りこんでしまう)
- その他、異常(心肺停止など)を感じたり、急を要すると判断した場合

(3) 緊急時の状態観察の仕方

- 1) 部屋の電気をつける
- 2) 対応した方は落ち着いてその方の状態を見る
- 3) バイタルの測定(体温・血圧・脈拍・酸素飽和度)
- 4) 顔色・チアノーゼ(口唇・爪)の有無
- 5) 意識レベルの確認の仕方

- ・ 呼びかけに反応があるか？
- ・ 呼吸はしているか？
- ・ 痛みの訴えがあるか？痛みの場所はどこか？
- ・ 視線があるか？目の焦点は定まっているか？
- ・ 手を握ってもらい、それに対してしっかりと反応があるか？
- ・ ろれつが回らない・マヒなどの症状はないか？

(4) 入院を伴う医療処置が必要とされる状態になった時には、速やかにご家族に連絡を行います。

また、協力医療機関の医師により可能と判断された場合においては、スーパーコートに居住した状態で協力医療機関の医師、またはその指示による看護職員の対応により、医療処置を行います。

2. 看取り介護について

(1) 看取りの目的（当施設の考え方）

長期に渡る入居生活の過程で、将来的に死に至る可能性が予見される方に対して、ご本人が人生の最期まで当施設で暮らすことを望み、願っている場合において、その身体的・精神的苦痛および苦悩を緩和し、その方の尊厳を十分に配慮しながら穏やかで安らぎのある充実した日々を営めるよう心を込めた『看取り介護』を実践します。

(2) 看取りの時期を迎えた状態とは

慢性疾患および老化等が進行することにより心身機能が衰弱し、一般に認められる医学的知見に基づき回復の見込みがないと医師から診断された状態をいいます。

(3) 看取り介護の開始時期について(開始期～終末期に至る過程)

① 老衰および体調不良等による状態の重篤化から、医師の診断により回復の見込みがないと判断され、かつ、医療機関での治療の必要性が薄いと判断された場合に開始となります。

医師から書面(看取り介護に関する説明書)をもって現在の本人の状態について詳細に説明させていただきます。

② 入所時に一度は説明させていただきますが、再度のご確認のため、当施設が必要と判断した際に、職員より『看取り介護に関する指針』を説明させていただきます。

当施設における看取り介護に同意されるか否かのご判断をいただきます。

また、同意をされず医療機関等での治療等を希望される場合には、ご本人およびご家族の希望に沿った援助をさせていただきます。

- ③ 看取り介護を行うにあたり、終末期に向けての援助方針についてご本人およびご家族の意思を確認させていただき、それに基づいて計画作成担当者が『看取り介護計画書(ターミナルプラン)』を作成します。

計画書の内容について、ご本人およびご家族に詳細に説明させていただきます。また、後の状況の変化等にも配慮しながら随時見直し、内容等の変更が必要となった場合には、その都度ご本人およびご家族の意思を確認させていただきます。

- ④ 上記の計画書の内容に基づき医師および医療機関等との連携を図りながら看取り介護を行います。

- ⑤ ご本人への支援と並行してご家族には定期的にご本人の状態の報告および説明、意思の確認をさせていただきます。

- ⑥ ご本人が終末期を迎える当施設において息を引き取られた後においては、医師による死亡確認後をさせていただきます。

必要に応じてご家族への支援を行います(遺留金品引き渡し、荷物の整理、相談対応等)。

(4) 看取り介護加算の要件[特定施設入居者生活介護のみ]

- 夜間看護体制加算を算定していること
- 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した者であること
- 利用者又はその家族等の同意を得て、利用者の介護計画が作成されていること
- 医師、看護師、介護職員等が共同して利用者の状態又は家族の求めに応じ隨時、利用者又はその家族への説明を行い、同意を得て介護が行われていること

実費負担

《実費負担の区分基準》

- ◆ 「実費」とは本施設の月額利用料に含まれておらず、かつ「有料サービス」にも含まれていない、ご入居者の個人的な費用です。
- ◆ 主に「生活費関係」については、月額利用料に含まれておらず、個人での実費負担になります。区分のおおまかな基準は以下のように設けます。

月額利用料に		
	含まれるもの	含まれないもの
区分基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水道代・ガス代 ◆ 日常生活に必要な諸費用のうち、特定の個人の消費・所有と認められないもの。 ◆ 入居者共通で必要とされる諸費用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 電気代（各室メーター検針） ◆ 日常生活に必要な諸費用のうち、明らかに特定の個人の消費・所有と認められるもの。 ◆ 個人の嗜好性が強いもの 退居時及び居室変更時のクリーニング、小修理・取換え等にかかる費用 ◆ 特定の個人の介護費用

《日常生活に関わる費用の実費負担区分表》

分類	内容・項目	月額利用料に		
		含まれる	含まれない	その他
介護	●紙おむつ等の介護消耗品		◎	ご希望によりまとめて注文致します
	●個人のニーズに対応した介護機器の購入		◎	
食事	●ご飯茶碗	◎		
	●その他の食器	◎		
	●湯飲み、コーヒーカップ	◎		
	●はし、スプーン、フォーク	◎		
排泄	●トイレットペーパー(共用トイレ)	◎		
	●トイレットペーパー(居室内トイレ)	◎		
	●消臭剤 (共用トイレ)	◎		
	●消臭剤 (居室内トイレ)		◎	
	●生理用品		◎	
入浴	●石鹼、シャンプー、リンス	◎		
	●タオル		◎	
移動	●車椅子		◎	規定の機種がありますので、他の機種を希望される場合は実費となります
	●歩行補助器		◎	
洗面/脱衣	●歯ブラシ、歯磨き		◎	
	●ドライヤー	◎		
	●体重計	◎		

分類	内容・項目	月額利用料に		
		含まれる	含まれない	その他
衣類	●上着		◎	
	●下着、靴下		◎	
洗濯	●洗剤	◎		
	●アイロン		◎	
	●洗濯費用	高価なもの 特別な処理が必要なもの	◎ ◎	ドライクリーニング ドライクリーニング
身だしなみ	●爪切り、耳掻き		◎	
	●髭剃り		◎	
	●化粧品		◎	
就寝	●ベッド		◎	規定の機種がありますので、他の機種を希望される場合は実費となります
	●布団(上下)、まくら、毛布、ベッドマット		◎	
	●シーツ、リネン類	◎		リネン類のクリーニングは月額利用料に含まれています
清掃	●掃除機	◎		
	●各種洗剤、雑巾、たわし	◎		
医療	●往診時の医療費		◎	
	●通院時の医療費		◎	
	●入院時の医療費		◎	
健康管理	●救急箱	◎		
	●血圧計	◎		
	●食事摂取量や排便回数のチェック	◎		
その他 一般生活	●ティッシュペーパー	◎		
	●ふきん	◎		
	●かさ		◎	
	●靴		◎	
	●家具、テレビなど		◎	

有料サービス

①以下につきましては、月額利用料に含まれない有料サービスとなります。

(1) 通院等外出時の同行

項目	内容	金額
通院等外出時の同行 役所手続き等代行	1時間以上／所要時間	4,400円／時間 (消費税込)
【その他】		
① 原則通院等の同行についてはご家族でお願いいたします。 ② ご入居者ご本人のみのご利用に限ります。 ③ ご希望の場合は、1週間前までにお申し付けください。 ④ ご入居者・ご家族の個別の希望に基づくものに限ります。 ⑤ 交通費が発生する場合は実費にてご負担いただきます。 ⑥ 上記に含まれない個人的なご要望は、個別にご相談を承ります。		

(2) 買い物

買い物の代行は、1週間に1度所定の曜日に行います。1回の買い物につき200円の費用がかかります。(買い物の量及び金額とは比例いたしません)

欠食時の食費の精算

食事代については、以下の基準額を差し引きいたします。

- ・外泊(入院)時は、翌々日より
- ・契約解除時は契約終了日の翌日より

1日3食・1人あたりの割引額 : 1,375円(消費税込)

朝食: 325円

昼食: 525円

夕食: 525円

- ・外泊(入院)時は、翌々日より
- ・契約解除時は契約終了日の翌日より
- ・日単位での精算となります。
- ・精算額は、1月あたり食費月額を上限とします。

施設での生活について

■施設で生活するにあたって、ご入居者／身元引受兼連帯保証人と以下の内容を確認しています。

(1) 物品管理

- ◆ 施設に持ち込まれる物品は、ご入居者ご本人の自己管理を原則としています。
- ◆ 高額の現金や宝飾品等の貴重品の持ち込みはお断りしております。
- ◆ 基本的に本施設内でのお酒類の飲酒はお断りしております。
- ◆ また、火災・事故の危険がある物品の持ち込みはご遠慮ください。
Ex. 石油／ガスストーブ、ガスコンロ、ロウソク、線香等

(2) 預り金管理サービス

- ◆ 本施設では、医療費、クリーニング代、新聞購読費等、現金支出が必要となることがあるため、「預り金管理サービス」を提供しています。
- ◆ 本施設でのご入居者の現金預かりは困難ですので、当サービスのご利用をお勧めしています。ご利用は無料ですので、ご希望の方は契約締結時にお申し込みください。

(3) 夜間・緊急時・事故発生時の対応

本施設は24時間の生活の場ですので、病気の急変、突発的な事故等、夜間や緊急時の医療対応が必要な場合があります。

- ◆ 各居室内のベッドサイド及び共用トイレ等各所にナースコールを設置し、ご入居者の安全確保のために、24時間体制で緊急事態に対応する体制をとっています。
- ◆ 夜勤帯は、常時規定の介護職員を配置、規定の居室巡回をおこなうと共に、ナースコールに常時対応します。
- ◆ 病状の急変等が生じた際は、速やかにご入居者の主治医または協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じると共に、管理者に報告します。
- ◆ 介護中に事故が発生した場合、身元引受兼連帯保証人・市区町村へ連絡すると共に、必要な措置を講じます。

(4) 居室利用の留意点

- ① 居室の転貸・譲渡の禁止
 - ◆ 居室を第三者に転貸したり、譲渡することはできません。
- ② 動物飼育の制限
 - ◆ 居室、共用施設、敷地内で動物を飼育することは原則できません。

(5) 個人情報の保護

ご入居者の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護

関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」並びにその他条例等を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

また、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部へ情報提供する際は、必要に応じてご入居者または身元引受兼連帯保証人の了解を得るものとします。

(6) 苦情対応

- ③ 介護サービスの提供に係るご入居者及び身元引受兼連帯保証人からの苦情に迅速、適切に対応するために必要な措置を講じます。
- ④ 介護サービスの提供に関して、市区町村からの文書類の提出・提示の求めや質問・照会・調査に応じ、市区町村が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行います。
- ⑤ 提供した介護サービスに係るご入居者及び身元引受兼連帯保証人からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会・都道府県・市区町村の調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行います。

(7) 虐待防止に関する事項

ご入居者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の措置を講じます。

- ⑥ 虐待を防止するための本施設従業者に対する研修の実施
- ⑦ ご入居者及び身元引受兼連帯保証人からの苦情処理体制の整備
- ⑧ その他、虐待防止のために必要な措置

本施設従業者または養護者（ご入居者の家族等、ご入居者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご入居者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報するものとします。

(8) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の事項

本施設では、ご入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。但し、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間・その際のご入居者的心身状況・緊急やむを得なかつた理由を記録し、拘束解除日より5年間保存します。

身元引受兼連帯保証人からの要求がある場合及び監督機関等の指示がある場合には、これを開示します。

事業者、入居者、その身元引受兼連帯保証人は本書に記名捺印のうえ、
甲・乙それぞれ本書各1通を保有します。

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年　月　日

事業者(甲)　　住所　　大阪府大阪市西区西本町1丁目7番7号

株式会社スーパー・コート

氏名　　代表取締役　山本 晃嘉　　印

説明者　　印

本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

年　月　日

入居者(乙)　　住所

氏名　　印

自署・自己判断不可の場合の代筆者

(続柄　　)　　印

身元引受兼連帯
保証人　　住所

氏名　　印

裏面に割印の押印をお願いいたします